

一般財団法人日本看護学教育評価機構

企画運営基本原則

2019年2月8日
規程第3号

改正 2020年9月4日 規程第20号
改正 2022年6月17日 規程第32号

第1章 総則

(目的)

第1条 この基本原則は、一般財団法人日本看護学教育評価機構（以下、「機構」という。）における企画運営事業に関し必要な事項を定める。

(企画運営事業)

第2条 企画運営事業は、理事会で決議された事業計画に基づき、企画運営部会がこれを行う。

第2章 企画運営部会

(目的)

第3条 機構運営を総括し、運営に関する諸事項を担当する部会として企画運営部会を置く。

(権限)

第4条 企画運営部会は、以下の業務を行う。

- (1) 機構運営の企画・立案に関すること
- (2) 外部関係機関との折衝および連携・協力に関すること
- (3) 会員の入会、退会、除名に関すること
- (4) 財務に関すること
- (5) 広報に関すること
- (6) 業務遂行上必要な委員会の設置
- (7) 企画運営基本原則の改正案の作成
- (8) その他、理事会から指示された事項

(構成)

第5条 企画運営部会は、理事長、常任理事、業務執行理事、総務・渉外、財務および広報に関わる担当理事および事務局長をもって構成する。

(企画運営部会長)

第6条 企画運営部会長は常任理事とする。

(任期)

第7条 企画運営部会の部会員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 企画運営部会の部会員が、任期途中で退任したとき、欠員を補うために選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(企画運営部会の開催)

第8条 企画運営部会は、隔月開催を原則として、必要に応じて開催するものとする。

(招集)

第9条 企画運営部会は、企画運営部会長が招集する。

2 企画運営部会の議長は、企画運営部会長が務める。

第3章 総務・渉外

(目的)

第10条 機構の運営管理に関する総務及び外部の関係諸機関・団体との折衝や連携・協働業務を実施する担当理事を置く。

(権限)

第11条 総務・渉外担当理事は、以下の業務を行う。

- (1) 機構の運営管理に関する総務
- (2) 外部の関係諸機関・団体との折衝や連携・協働
- (3) その他総務・渉外に関する諸活動

(任期)

第12条 総務・渉外担当理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

第4章 財務

(目的)

第13条 分野別評価事業の収支管理や必要な資金の調達と運用、機構の資産、負債、損益等の管理を行う担当理事を置く。

(権限)

第14条 財務担当理事は、以下の業務を行う。

- (1) 当該年度の予算立て
- (2) 当該年度の収支管理
- (3) 必要な資金の調達と運用
- (4) 機構の資産、負債、損益等の管理
- (5) 監事への報告
- (6) その他財務に関する諸活動

(任期)

第15条 財務担当理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

第5章 広報

(目的)

第16条 機構の広報活動に関する諸事項を担当し、会員ならびに社会に向けて広報することで、分野別評価事業の推進・拡大をはかる担当理事を置く。

(権限)

第17条 広報担当理事は、以下の業務を行う。

- (1) ホームページの運営方針の策定
- (2) ホームページの維持管理
- (3) 会員ならびに社会に向けた広報活動の推進
- (4) その他広報に関する諸活動

(任期)

第18条 広報担当理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

第6章 その他

(改正)

第19条 この企画運営基本原則の改正は、企画運営部会の発議に基づき理事会において行う。

附則

1. この基本原則は、2019年2月8日に制定し、同日より施行する。
2. この基本原則の改正は、2020年9月4日から施行する。
3. この基本原則の改正は、2022年6月17日から施行する。